



スマホ持ち込み禁止の見直し

教育長 渡邊 尚人

平成30年度もいよいよ学年末を迎えました。今年度は自然災害に加え、誘拐や虐待など児童生徒の安全・安心に係わる事件事故が多く発生し、学校現場における危機管理への対応が見直される機会となりました。また、佐渡市の課題である学力向上、いじめ・不登校の解消、部活動の在り方検討などについても、学校現場の教職員の皆様方には真摯に対応していただき、本当にありがとうございました。教育委員会では、これらの取組に手応えを感じており、今後とも学校現場をしっかり支援していきたいと考えています。

さて、2月19日に柴山昌彦文部科学大臣が、携帯電話やスマートフォンの学校への持ち込みを原則禁止した通知を見直す方針を表明しました。ここにきてなぜ？と耳を疑った人は多いのではないかと思います。私もその一人です。

この「耳を疑った人」には2種類あるようです。一つは、「災害時の緊急連絡用」「保護者との連絡手段」として必要だが、「ゲーム依存」「ネット依存」「動画拡散」などの悪影響や学校への持ち込みによる紛失、破損の危険性があるのになぜ？というもの。もう一つは、これだけ現代社会の中でスマートフォンなどICTが普及しているのに学校だけなぜ禁止されているのか？日本の教育現場は欧米に較べてICT教育が大きく遅れている。スマホもコンピュータであり、これからAI時代を生きていく子どもたちに、それをどう活用するか教えなければいけないのではないかというもので、どちらの意見も一理あります。

ことわざに言う「温故知新」、「不易と流行」とはよく言ったものです。



「SOSの原理」

—教員の「働き方改革」前進に向けて—

管理主事 濱田 晴明

教員のある会話より

「無理、無理、そんなのできるはずがない。」
「大丈夫、できる。今やらなければ絶対にダメ。」

過労死ラインと言われている「残業月80時間超え」の教員の割合は、小学校3割、中学校6割です。教員の過労死が全国で発生するなど、教員の働き方は、教育問題ではなく**社会問題**となっています。

国の教育の動向を決める中央教育審議会（平成31年1月25日答申）から、「基本的には学校**以外**が担うべき業務」として次の4つの仕事は、**地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等**が担うべきと明示されました。①「登下校に関する対応」②「放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応」③「学校徴収金の徴収・管理」④「地域ボランティアとの連絡調整」。

この答申を読んだ教員の感想が、冒頭の内容です。さて、この答申の内容は果たしてできるのでしょうか。答えは、「**SOS（そう思ったらそうなる）の原理**」です。つまり、できると思った人はできずし、無理だと思った人はできないということです。

以下は、上記の①「登下校に関する対応」を**保護者に任せて成功例した富山県の例**です。

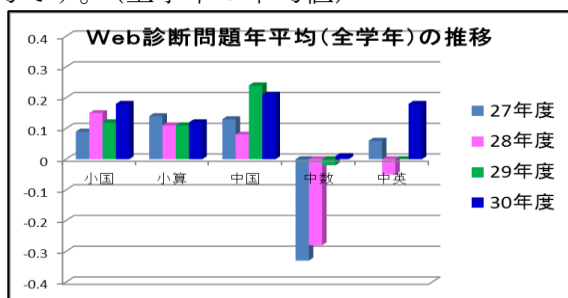
- ◇集団登校をするかどうか保護者に希望をとる。
- ◇希望する保護者が我が子の班を編制する。
- ◇編制を学校一任する場合も認める。その際は、集団登校のルール（トラブルがあった場合は当校の保護者同士で解決するなど）等を順守することを書面で提出する。

日々の業務で疲れ切った教員から教えてもらうことは、子どもにとってよいはずがありません。知恵を出し合って働き方改革を進めていくことが大切です。

Web診断問題の活用（成果と課題）

指導主事 後藤 修治

Web診断問題を活用した授業改善、学力向上に、1年間全校体制で取り組んでいただきありがとうございます。下のグラフは、佐渡市小中学校のWeb診断問題の正答数県平均比の年間平均です。（全学年の平均値）



今年度は、全ての教科で県平均比以上でした。各校の取組の成果が表れています。また、4年間の推移を見ても、年々数値が向上しています。各校、各授業者が過去につまずきを授業に生かしたり、診断問題の実施後の補充学習を確実に行ったことが、学力向上につながっていると言えます。

さて、来年度からWeb診断問題は、基礎的・基本的内容中心の問題から、活用力中心の問題へとシフトします。回数も減ります。これまでのWeb診断問題活用の最大のメリットは、次の2点でした。①繰り返し学習することで、基礎的・基本的内容の定着を図ることができる。②毎月実施することで、PDCAサイクルにより授業者の指導力を高めることができる。

Web診断問題活用で、県も佐渡市も一定の成果が出ました。これからの課題は活用力の向上です。来年度から実施される活用力中心の診断問題も、これまで通り有効に活用していかなければなりません。それと同時に、基礎的・基本的な内容の定着をどのように図っていくか工夫が必要です。各校における取組をお願いします。

研修の充実に向けて

教育指導主事 市橋 良夫

佐渡総合教育センターでは、4月25日に開催の「佐渡市新着任者研修」を皮切りに、12の講座（受講者は計440名）を運営しました。新着任者研修後半の施設見学では、見学先を研修会場近辺の「トキの森公園」にするなど、移動時間の短縮を図りました。

他の研修では、まもなく全面実施となる新学習指導要領への対応の観点から、研修の形態に改善を加えながら運営・推進に当たりました。特に、今年度の特徴的な研修は、道徳教育研修でした。道徳の教科化に伴い、教科書を用いて授業を行うことから、県内の大学に設置された専門機関から講師を招聘し、研修会を開催しました。道徳科の目標、諸価値の理解や、「考え議論する道徳授業」の特性等について共通理解を図りました。



(7.12 道徳教育研修)

小学校外国語活動の研修では、4、6年の実際の授業を参観し、具体的に基づいた協議を行い、内容の充実を図りました。また、校内研修の充実を目指した研修も実施しました。県外の研究主任を講師として招聘し、生徒を主語にした授業分析を教員研修の中核とした取組について学ぶことができました。

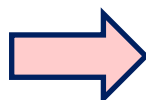
次年度は、プログラミング教育やICTの有効活用を視野に、授業や諸活動に直結する内容を取り込むなど、研修の一層の充実に努めます。今後も学校教育の質の向上に向けた支援を行います。

平成31年度の学校評価の取組について

来年度の佐渡市小中学校共通の取組分野は、下記のとおり変更となります。

<30年度>

- ①学力向上の取組の充実
- ②郷土愛を軸にしたキャリア教育の推進
- ③いじめ・不登校を生まない学校づくり



<31年度>

- ①学力向上の取組の充実
- ②いじめ・不登校を生まない学校づくり

※県の教育行政方針「選択と集中」を受けて2項目としますが、佐渡市において、キャリア教育の推進は重要な課題であることには変わりはありません。各校において、引き続き取組の推進をお願いします。